

広告の制限

獣医療法第17条

何人も、獣医師又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

法の趣旨 誇大な広告等を行ったことにより、十分な専門知識を有しない飼育動物の飼育者等を惑わし、不測の被害を受けることを防止するため

獣医療法における広告とは

随時に又は継続してある事項を広く知らせるもので、

- ア 誘引性：飼育者等を誘引する意図があるもの
- イ 特定性：獣医師の氏名、診療施設の名称が特定可能であること
- ウ 認知性：一般人が認知できる状態であること

ア～ウ全ての要件に該当すると飼育者等が認識できるもの。

<広告に該当する事例>

テレビCM、ラジオCM、新聞広告、チラシ、
ダイレクトメール、インターネットのバナー広告など

<広告制限の対象にならない例>

- ・診療施設に来院した飼育者等のみが確認できる院内の掲示やパンフレット
- ・飼育者の求めに応じて行う説明、配布物
- ・診療施設のホームページ(バナー広告を除く)
- ・行政機関の公報又はポスター
- ・新聞や雑誌者の記事(ただし、記事と称して実質的に広告となっている場合を除く)など

広告制限の特例(広告して差し支えないもの) ①

獣医療法施行規則第24条第1項

- 1 獣医師免許を有すこと・診療施設の開設(開設年月日)
- 2 薬事法第2条第4項に規定する医療機器の所有
- 3 家畜改良増殖法による家畜体内受精卵採取を行うこと
- 4 犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと
- 5 狂犬病その他の動物の疾病の予防注射を行うこと
- 6 動物用医薬品により犬系状虫症の予防措置を行うこと
- 7 飼育動物の健康診断を行うこと

次ページへ続く

上記の2については比較又は誇大広告、4～7については比較、誇大、費用広告をすることはできない。

広告制限の特例(広告して差し支えないもの) ②

前ページから続く

獣医療法施行規則第24条第2項

-
- 8 家畜伝染病予防法に規定する家畜防疫員であること
 - 9 家畜伝染病予防法規定の伝染病予防の自主的措置を目的として設立された社団/財団法人から診療委託を受けていること
 - 10 社団法人 獣医師会の会員であること
 - 11 獣医師法第16条の2 第1項の臨床研修施設であること
 - 12 農業共済組合連合会と診療について委託契約のあること
-

技能・療法に該当しないため広告可能な表現

- ・健康管理、健康相談、医療相談
- ・インフォームド・コンセントに努めています
- ・治療費については、電話でご確認ください(具体的治療内容の表示がない場合)
- ・皮膚科の診療に力を入れています
- ・東洋医学を取り入れています
- ・エキゾチックアニマル専門科、うさぎ専門科
- ・平成〇年〇月〇日開院予定
- ・診療施設の写真(技能・療法を表現していないもの)
- ・一般的な診療風景を示すイラスト

広告制限の特例により広告可能な表現

- ・健康診断をお勧めしています。「身体検査」「血液一般検査」「尿検査」「糞便検査」を行う半日コースと、「エックス線撮影」「超音波診断検査」を追加した1日コースがあります。
- ・動物(犬猫)ドック受付中
- ・犬猫の去勢・避妊手術を行います
- ・狂犬病予防注射実施中
- ・犬の混合ワクチンを扱っています
- ・CTを導入しています
- ・月1回の経口投与でフィラリア症の予防ができます
- ・注射によるフィラリア症の予防を行っています
- ・〇〇獣医師会会員

詳細は

「獣医療に関する広告の規制及びその適正化のための監視指導に関する指針(獣医療広告ガイドライン)平成20年12月1日最終改正」をご参照下さい。

農林水産省HP

→http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/hourei/koukoku_guide.html